

ミニ四駆公認競技会規則（2017年）

山口自動車ファミリーカップでは、3台同時スタートの予選を行い、最終的に3台が残った状態を決勝戦とします。

参加受付は、一人一台限定とし、予選スタート時間(13:00)とします。

協議に際して、呼び出しに応じなかった場合は失格とします。

大会はタミヤ公認協議会規則に従って運営されますが、電池についての制限は行いません。

スタート方式は、選手はスイッチを入れ、車輪を空転させた状態の競技車をスタート台に置き、合図と同時にスタート台を下ろし、協議車を接地させてスタートさせます。

レーン指定については、参加受付順に無作為に決定します。

【1】競技車

1. 競技車の種類

ミニ四駆 REV、ミニ四駆 PRO、レーサーミニ四駆、スーパーミニ四駆、フルカウルミニ四駆、エアロミニ四駆、マイティミニ四駆、ラジ四駆、トラッキンミニ四駆シリーズに限られます。競技やクラスによって、参加可能な車種やシリーズが限定される場合があります。

2. 競技車の仕様

すべての競技車は四輪駆動で走らせてください。後輪駆動や前輪駆動に改造しての参加は認められません。競技車にはボディを外れないように取り付けること、またボディは必ずシールを貼るか塗装して下さい（注1）。自作ボディは認められません。すべての競技車は必ず車検を受けてください。車検に合格しない競技車は参加できません。競技車は選手が自分で組み立てたものに限り、ただし競技の内容によっては共同での組み立てを認める場合もあります。

（注1）ボディの改造が規則に合っているかどうかを競技役員が判断しやすくするため、著しく小型化されたものやシール・塗装の確認しづらいものは出走が認められない場合があります。また、クリヤーボディなど切り取り余白部分、ウイングのみなどは『ボディ』とみなされません。

3. 競技車の車体寸法

競技車の車体寸法は次のように規定します。（全シャーシ共通）

競技車は四輪駆動であること

最大幅	全長	全高	最低地上高	タイヤ径	タイヤ幅	最低重量	ローラー	駆動方式	ギヤ
									
105mm以下 追加部品含む	165mm以下 追加部品含む	70mm以下 ウイング含む	1mm以上 路面から計測	22~35mm 前後とも共通	8~26mm 前後とも共通	90g以上 電池、モーターを含む	6個以内 前後左右の合計	4WD 四輪駆動	定められた 組合せ

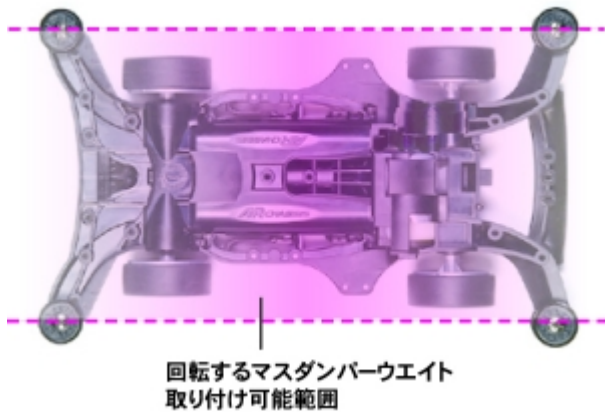
*最大幅：105mm 以下 *全高：70mm 以下 *全長：165mm 以下 *最低地上高：1 mm 以上

*全装備最低重量：90 g 以上（電池、モーターを含む）

*タイヤ寸法：前後輪ともに、 径：22~35mm 幅：8~26mm（タイヤは必ず取り付けてください）

*ローラーの装備：左右合計6個以内（2段ローラーは1個として数える。）

*マスタダンパー：回転するマスタダンパーウエイトの取り付け位置は、ウエイト全体が前後ガイドローラーの中心軸を結んだ線より内側に収まるものとします。

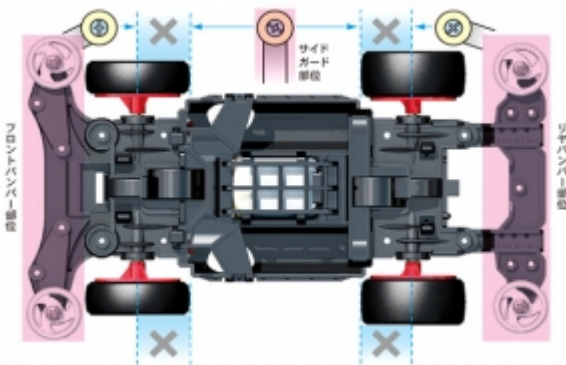


*バンパーやサイドガードおよびシャーシ本体に部品を追加延長する場合以下の様に規制があります。

バンパーとサイドガードの定義について

『バンパー』とはMSシャーシの「フロントユニット」「リヤユニット」から「バンパーレスユニット」相当部分を除いた部位とします。MSシャーシ以外では前（後）ギヤボックスより前（後）にあるシャーシ部位を『バンパー』とします。

また、『サイドガード』とは前輪と後輪の間にあり、シャーシ本体より外側に突出した部位を『サイドガード』とします。



規制を受ける範囲などについて

- ・タイヤ外側を囲む事は認められません。
- ・フロントバンパー：前輪中心軸より前方に限る
- ・リヤバンパー：後輪中心軸より後方に限る
- ・サイドガード：前輪後端から後輪前端までに限る
- ・シャーシ本体
- ・前輪中心軸より前に追加延長した部品はフロントバンパーと同じ範囲に限る
- ・後輪中心軸より後ろに追加延長した部品はリヤバンパーと同じ範囲に限る
- ・前輪と後輪の間に追加延長した部品はサイドガードと同じ範囲に限る

ただし、タイヤ上空および内側を通る追加部品の規制はありません。

また、ハイマウントローラーなどボディに追加された部品は、タイヤ中心軸より高い位置であれば規制はありません。

ただしタイヤ中心軸より低い位置まで延長する場合は、上記バンパー・サイドガードと同じ範囲に限られます。

4. モーター

競技車は、走行用としてキット付属のノーマルモーター、またはレブチューンモーター、トルクチューンモーター、アトミックチューンモーター、スプリントダッシュモーター、パワーダッシュモーター、ハイパーダッシュ2モーター、ハイパーミニモーター、ライトダッシュモーター、ハイパーダッシュ3モーター、レブチューン2モーター、トルクチューン2モーター、アトミックチューン2モーターが使用できます。ミニ四駆 PRO シリーズは、キット付属のダブルシャフトモーター、またはミニ四駆 PRO シリーズ用のモーターのみ使用できます。(レブチューン2 PRO モーター、トルクチューン2 PRO モーター、アトミックチューン2 PRO モーターも使用可能です。)

1. その他のタミヤ製モーターは、競技種目によって使用を認める場合があります。
2. 速度制限のある競技やクラスでは、上記の規定に沿っていても制限速度を超える場合は使用できません。
3. 分解して巻線の数を変えるなど、モーターの不正改造は認められません。
4. モーターのツメにカップを外した跡が見られた場合は、不正改造と見なされます。

5. 電池

走行動力用電源はタミヤの単3形電池2本を市販状態で使用してください。~~(タミヤ以外の電池は使用できません。)~~ ※ラジ四駆シリーズ及び TR-1 シャーシにはタミヤのアルカリ電池のみ使用できます。また電池ラベルが破れている電池は安全のため、使用を認められませんので注意してください。なお大会によっては使用できる電池が限定されたり、タミヤ以外の電池が使用できる場合があります。

6. 改造

競技車を改造する場合は、以下のように規定します。ただしここに含まれない改造は、主催者の判断により参加を決定します。

1. シャーシの加工は、穴あけや切断など原形に追加工作を施すものに限り認められます。自作シャーシの使用は認められません。
2. 追加部品はタミヤ製のミニ四駆、ラジ四駆、ダンガン用パーツのみ認められます。
3. 部品の加工は、穴あけや切断など原形に追加工作を施すものに限り認められます。(注1)
(注1) ただし原形が特定できることを必要とします。

*特定できない事例

- ・カーボンプレート、FRP プレート、金属パーツの「元の輪郭」と異なる外観形状への加工。
(軸・ピン形状への加工も含まれます。)

*特定できる事例 (改訂前同様)

- ・単純な切断、取付穴の拡大や追加加工など、「元の輪郭」が残る程度の切断加工。
- ・ローラー上面への穴あけ、色つけ加工。
- ・タイヤの切削や加工。
(ただし表面の材質変更は認められません。また、異なる大きさや素材のタイヤを組み合わせた際は、タイヤ同士が離れないようにご注意ください。)
- ・モーター各種部品の使用
(モーター分解を推奨するものではありません。)

4. ギヤの改造は、軽量化のための穴あけや削り加工とベアリングの内蔵のみ認められます。駆動用ギヤは定められた組合せで使用することが必要です。
5. 電池受金具はキット付属品、またはグレードアップパーツを説明書通りに使用すること。ハンダづけや金具の二枚重ね等の改造は認められません。
6. コースや手などを傷つけるような形や、シャーシからグリスが飛散してコースを汚すおそれのある改造は認められません。
7. タイヤの加工は、規定寸法以内での形状変更は認められますが、タイヤ表面の材質変更は認められません。

【2】コースでの競技

- ~~1. レースのスタートは、スターターまたはスタートシグナルなどの合図によるものとします。選手はスイッチを入れ、車輪を空転させた状態の競技車を片手に持ち、合図と同時に競技車を接地させてスタートさせます。なお、手で進行方向に押しながらのスタートは認められません。~~
2. レース中に競技車がコースアウトおよび転倒した場合、競技車がコースフェンスを越え他のレーンに入ってしまった場合、レース中に競技車のボディが外れた場合、その場でリタイヤとなり、レースに復帰することはできません。
3. 同じ車線内で他の車に追いつかれ、後続車の走行を妨げるおそれがあると競技役員が判断した場合にはリタイヤとなります。
4. ゴールは競技車がゴールラインに達した瞬間とします。
5. 予選順位、決勝順位は着順またはタイムによって決定します。以上によって決定できない場合には、主催者の決定によるものとします。

【3】車体検査（車検）

1. すべての競技車はレース前に車体検査が行なわれるものとし、規定に反する部分がある場合は、それが修正されないとレースへの参加はできません。
2. 車体検査に合格した競技車は、車検後からレース出場までの間、一切の改造やセッティングの変更は認められません。
3. レース中はいつでも再車検が行なわれるものとします。再車検で規定に反する部分が発見された場合、無断改造が行なわれたものとみなされ、それまでのレース記録はすべて無効とされると共に、違反部分が修正されない限り、レースへの参加はできません。
4. 車検において規定に反する競技車で修正ができない場合、選手が希望すれば予選のみ、参考記録として参加することが認められますが、記録は無効となります。

【4】失格について

以下の項目にあてはまる競技車、選手は競技役員の判断により失格とされます。ミニ四駆レーサーにふさわしいマナーをぜひ身につけてください。

1. 他の車や手などを傷つけたり、コースを傷めたりするような改造と判断された場合。
 2. 他の車の走行を故意に妨害するような改造の競技車と判断された場合。
 3. グリスなどをコースに付着させ、コースのコンディションを悪くさせる恐れがあると判断された場合。
 4. 車検後に、規定に違反する改造を行ってレースに出場した場合。
 5. レース中に他の車、あるいはコースにふれて走行を妨害した場合。
 6. 競技役員などの指示にしたがわず、レースの運営を妨害した場合。
 7. フライングスタートや、競技車を手で押してスタートさせた場合など。
 8. そのほかフェアプレイの精神に反し、他のレース参加者に不快の念をおこさせる行為のあった場合。
- 参考) イベント会場でのマナーにつきまして

【5】レース運営について

1. 選手は、参加した競技の判定に対して異議を申告することができます。ただし、次の競技がスタートする前に行なわなくてはなりません。
2. レースによっては主催者の決定により特別な規則を採用することがあります。